定　額　複　利　預　金

平成３０年９月３日現在

１．商品名（愛称）	・定額複利預金（自由金利型定期預金〈M型〉）
２．販売対象	・個人の方のみ
３．期　間	・最長５年（据置期間６カ月） ・預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
４．預　入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	 ・一括預入 ・１万円以上 ・１円単位
５．払戻方法 (1) 引き出し (2) 一部引き出し	 ・据置期間（６カ月）経過後は、いつでも引き出し自由です。 ・据置期間（６カ月）経過後は、いつでも何回でも預金の一部を１万円以上１円単位で自由に引き出しいただけます。 ※預入金額３００万円以上の場合、一部引き出しにより３００万円を下回った預金については、その日をさかいに、３００万円以上の利率と３００万円未満の利率とで分かち計算されます。
６．利　息 (1) 適用金利 （２）計算方法	 ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・預入期間に応じて金利が段階的に（６段階）上昇します。 ６ヵ月以上１年未満→１年以上２年未満→２年以上３年未満→３年以上４年未満→４年以上５年未満→５年 ・預入金額３００万円未満と３００万円以上で適用金利を区別いたします。 ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算で、６カ月毎の複利計算。
７．税　金	・利息には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。
８．手数料	――――――
９．付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５％上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。
10．中途解約時の取扱い	・預入日から６カ月未満で解約する場合は、解約日における普通預金の利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11．金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会ください。
12．苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（8：30～17：30、電話：0120－108760）にお申し出下さい 紛争解決措置　愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫・お客さま相談室」にお尋ねください。
13．その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・お１人様１金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本１，０００万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。

西尾信用金庫